

特定事業主行動計画の実施状況及び女性の活躍状況等職業選択に資する情報の公表

令和 8 年 4 月 30 日  
大船渡地区環境衛生組合

大船渡地区環境衛生組合では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき特定事業主行動計画を策定・実施しています。令和 7 年度の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

1 計画の実施状況

(1) 長時間勤務環境

目標：令和 7 年度までに、職員の年次休暇の平均取得率を令和 4 年度実績（31.9%）より 1.1 ポイント以上引き上げ、33%以上にする。

年次休暇の 平均取得率	R7 年度	R6 年度	R5 年度
	38.1%	43.4%	38.5%

(2) 仕事と家庭の両立関係

目標：対象となる男性職員がある場合は、配偶者の出産休暇の取得割合 100%と子の看護休暇等の取得割合の向上を目指す。

出産休暇等 の取得割合	R7 年度	R6 年度	R5 年度
	— (対象職員なし)	— (対象職員なし)	— (対象職員なし)

2 女性の活躍状況

(1) 職業生活における機会の提供に関する実績

① 採用した職員に占める女性職員の割合  
採用した職員はありませんでした。

② 職員に占める女性職員の割合

	R7 年度	R6 年度	R5 年度
一般事務職(3名中)	33.3%	0.0%	0.0%
技能労務職(8名中)	0.0%	0.0%	0.0%

③ 各役職段階に占める女性職員の割合

	R7 年度	R6 年度	R5 年度
課長相当職(1名中)	0.0%	0.0%	0.0%
係長相当職(1名中)	100.0%	0.0%	0.0%

④ 機会の提供に資する制度の概要

○セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況  
職員に対し、機会あるごとに各種ハラスメントに関する情報提供を行いました。

(2) 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

① 離職率（令和 7 年度）  
定年前離職者はいませんでした。

② 男女別の育児休業取得率  
対象となる職員はいませんでした。

③ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びに合計取得日数の分布状況  
対象となる職員はいませんでした。

④ 超過勤務の状況（令和 7 年度）

i) 一人当たり一月当たりの平均超過勤務時間

管 理 職	0 時間
一般事務職	10 時間 50 分
技能労務職	2 時間 26 分

- ii) 上限を超えて勤務した職員数  
1人

⑤ 年次有給休暇の取得日数の状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

- i) 平均取得日数（20日以上付与されたものに限る）  
平均取得日数 15.3日

- ii) 取得日数が5日未満の職員割合  
なし。全員が5日以上有給休暇を取得しました。

⑥ 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要  
年次有給休暇を取得しやすくするため、取得した際の助勤体制の強化を図りました。

3 職員の給料の男女の差異

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、男女の差異は無く、同一の額となっている。

(1) 全職員に係る情報

職員区分	男女の給料の差異 (男性の給料に対する女性の給料割合)
任期の定めのない常勤職員	103.75%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	-
すべての職員	103.75%

(2) 任期の定めのない常勤職員に係る役職段階別の情報

役職段階	男女の給料の差異 (男性の給料に対する女性の給料割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	-
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	-

(3) 任期の定めのない常勤職員に係る勤続年数別の情報

勤続年数	男女の給料の差異 (男性の給料に対する女性の給料割合)
36年以上	-
31～35年	95.57%
26～30年	-
21～25年	-
16～20年	-
11～15年	-
6～10年	-
1～5年	-

【説明欄】

- ・令和7年度における給料支給実績に基づき算出。
- ・勤続年数は派遣自治体の勤続年数を含めて算出。
- ・「男女の給料の差異」欄が「-」となっている区分は、該当者が存在しないか、一方の性別の職員が存在しない。
- ・令和7年度は職員11名のうち、男性職員10名、女性職員1名の在籍。